

障企発第 0117 号第 1 号
平成 30 年 1 月 17 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)

身体障害認定における「永続する」障害の解釈について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

急速に進行する疾病による障害の認定については、障害の固定の確認を求められる等により身体障害者手帳の申請から交付まで数か月程度かかり、適切に支援が受けられないとの指摘がなされている例があります。

これに関しては、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「身体障害認定基準」で示しているとおり、身体障害者手帳の認定要件である「永続する」障害とは、「その障害が将来とも回復する可能性が極めて少ないものであれば足りる」という趣旨であって、将来にわたって障害程度が不変のものに限られるものではありません。

以上の点を踏まえて、急速に進行する疾病による障害がある方が速やかに手帳を受けられるよう御配慮をお願いします。併せて本通知で示したことについて改めて指定医に周知をお願いします。